

# 第17クール

# 講義カリキュラム

	日時	テーマ1	テーマ2
①	3年 10月1日 (金)	<b>有給休暇について</b> 令和2年4月より有給付与義務。 労基署の監査でも有給管理簿の提出が求められます。 実は奥深い有給休暇を解説します。	<b>コロナ禍における労務管理</b> 身近な人に感染者が出る状況。 社員や家族に陽性者が出た。 出勤停止や休業手当はどうする。 事前にルールを決めておきましょう。
②	3年 11月1日 (月)	<b>ハラスメント問題</b> 企業が最もナーバスになっている問題。 あなたの会社の規程・相談窓口、 社員教育は万全ですか。	<b>社会保険適用拡大について</b> パート社員への適用拡大。 令和4年10月及び令和6年10月と段階的に拡大。 保険料増大と加入を拒否するパート社員への対応は。
③	4年 1月5日 (水)	<b>育児介護休業法</b> 改正が頻繁に行われる育児介護休業法。 複雑な規程や法改正を解説します。 同僚社員の質問に答えられるように にしましょう。	<b>兼業・副業について</b> 民間で働く人のアフターファイブは自由です。 兼業副業禁止はできません。 会社として対策を決めておきましょう。
④	4年 2月1日 (火)	<b>労働時間制度とテレワーク</b> 労働時間制は複数あります。仕事内容と労働時間制はマッチしていますか？ テレワーク導入の仕方も併せて解説します。	<b>同一労働・同一賃金</b> コロナ感染で影が薄くなっていますが、 同一労働・同一賃金は施行されています。 裁判例や指針をもとに考えましょう。
⑤	4年 3月1日 (火)	<b>入社時の手続きについて</b> そろそろ新人さんが入社してきます。 新卒者や中途入社の手続きは法律を守りスマートにやりましょう。	<b>経営労務診断</b> 慢性的に続く人手不足。 人がいないと嘆く会社はまずホワイト企業を目指しましょう。 求職者が見る企業情報で良い印象を受けたいものです。
⑥	4年 4月1日 (金)	<b>健康保険の給付</b> とても複雑な健康保険の給付。 分からないまま“貰い損ない”があるかもしれません。 保険料を払い貰えるものは貰いましょう。	<b>総括及び旬の情報</b> 当セミナー恒例のテーマ。 新年度に向け、総務担当者にお伝えしたい法改正・社会の動向を解説します。

※資料に関するご質問等はこちらのメールアドレスまでお願いいたします。(返信までにお時間を頂く場合がございます、ご了承ください。)

[info@koyanagi-sr.com](mailto:info@koyanagi-sr.com)

担当 小柳社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 小柳 憲安

社会保険労務士 小柳 道人

社会保険労務士 師村 沙希

社会保険労務士 森木 和仁

社会保険労務士 石田 紗織